

仕様書

1 業務名

令和8年度 里山活性化に資する地域主体の取組に関する調査・検討業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

3 業務の目的

札幌市では、令和元年度より森林と農地の一体的な保全・活用策について検討・実施する「里山活性化推進事業」を進めている。

これまで、西区小別沢をモデル地区として位置づけ、中間支援団体*を中心に多様な人と分野が連携することで、様々な取組を創出・発展させてきたところである。

本業務の目的は、里山活性化推進事業の新たな地区として南区石山六区を起点とし、南区の里山地域全体への波及・展開を見据え、地域の農林業者や住民、地域外の住民・企業等との情報共有・意見交換をしながら、地域住民等が考える森林と農地の一体的な保全・活用策としての具体的な取組・方策について検討するものである。

※地域と関連する情報共有や意見交換を行う等のネットワーク機能や、地域の農林業者や住民等を相互につなぐコーディネートの機能を有し、情報の提供や相談等、地域の活動をサポートする団体。

4 業務内容

(1) 全体企画

本業務の円滑な推進を図るため、次年度以降の展開も見据えながら、今年度の取組のステップやスケジュールについて企画すること。

(2) 里山活性化推進事業の検証及び推進方針の作成

①南区石山六区において取組を展開するにあたり、本事業のこれまでの課題や効果を整理するとともに、札幌市の関連施策における位置付けや今後の事業展開のあり方について検証する。

②①を踏まえ、本事業の今後の推進方針を作成し、札幌市へ提案するとともに、南区石山六区で進める取組に反映すること。

(3) 地域の農林業者や住民へのインタビュー調査の企画・運営及び実施方針の作成

①里山活性化推進事業や石山六区及び南区における農林業に係る活動に対して、関心や意欲がある地域の農林業者や住民に対しインタビュー調査を企画・実施すること。

②インタビュー調査にあたっては、関係者をリストアップし、札幌市と協議の上、対象者を決めること。

③リストアップにあたっては、今後の取組の牽引役となる地域関係者、事前に合意形成を図るべき関係者等、リストアップの狙いを明確にすること。

④インタビュー調査の実施に向けては、対象者との信頼関係を構築する重要な機会であることに留意し、声かけの手順、調査項目の設計、当日の運営方法、対話手法等

- について企画を行い、札幌市へ提案すること。
- ⑤対話手法については、個別インタビューのほか、複数人での意見交換やグループヒアリングなど、地域関係者間の関係づくりや今後の活動におけるキープレイヤーの発掘に向けて効果的な手法を企画すること。
 - ⑥インタビュー調査当日は、進行及びファシリテーターを配置し、円滑な運営を行うこと。また、当日の成果は、記録としてまとめること。
 - ⑦①～⑥を踏まえ、石山六区及び南区における本事業の実施方針を作成し、札幌市へ提案するとともに、今後の取組に反映すること。

(4) ワークショップの企画・運営

- ①里山活性化推進事業や石山六区及び南区における農林業に係る活動に対して、関心や意欲がある地域の農林業者や住民、地域外の住民・企業等が集まる場として、ワークショップを企画・運営すること。
- ②ワークショップの開催目的は、里山活性化の実現に向けた機運の高まりや、石山六区及び南区の農林業が目指す将来像など地域全体に関わる重要事項や具体的な事業展開等について、町内会を中心に、関心や意欲がある事業者や地域内外の農業者、林業者、住民が議論、共有し、一体感や協働意識を高めることである。
- ③ワークショップの内容や進行方法の検討のほか、使用する資料の作成、会場設営・片付け、議事録の作成等を行うこと。受託業者は意見交換等を行う際のグループファシリテーターに加え、会議の進行ならびに内容を総括する全体ファシリテーターを配置すること。
- ④参加者の選定や周知方法はワークショップの内容に応じて、札幌市と協議して決めること。
- ⑤会場は石山六区会館（住所：札幌市南区石山641番地5）、実施回数は2回程度を想定しているが、詳細は札幌市と協議の上決定すること。
- ⑥ワークショップの内容については、適宜、札幌市に報告・相談し、必ず承認を得てから実施すること。また、必要に応じて、石山六区町内会にも説明し、了承を得るものとする。
- ⑦ワークショップの開催にあたっては、地域の関心が高い話題の提供や講師の招聘、議論が活発化する創造的な話し合いの手法、地域住民等の主体性を引き出すような工夫等を検討し札幌市へ提案すること。
- ⑧講師を招く場合は、講師との交渉は受託者が行うこと。なお、講師候補者を札幌市が提案する場合があるほか、札幌市が認める場合に限り、受託者自身が講師となっても差し支えないこととする。
- ⑨ワークショップの成果として、当日の意見を記録した模造紙やワークシートについて各グループ単位で取り纏めることに加え、各グループの意見を統合した全体のまとめを作成すること。

(5) キックオフイベントの企画・運営

- ①農業及び林業をテーマにした、体験やワークショップ等を含むイベントを札幌市と協議し、企画・運営すること。
- ②イベントの企画は以下に示す例示を参照とし、効果的な内容を検討すること。
 - (ア) 農業をテーマとした場合の例
 - ・収穫、調理、食事という一連の流れを体験するなど、人と農作物の関わり方を

学ぶ。

- ・地域の食材を使用したマルシェなど、南区で栽培されている農作物の魅力を知らせてもらう。

(イ) 林業をテーマとした場合の例

- ・森林、林業という一連の流れの現場を見て回るなど、人と木（森）の関わり方を学ぶ。

(ウ) その他の例

- ・里山活性化推進事業の可能性拡大に向けた芸術や福祉などの異分野と連携する。
- ・地域行事と連携した体験機会や意向把握等の機会を提供する。

- ③ イベントは1回以上実施することとし、開催場所は石山六区地区又は南区の農地及び森林とする。
- ④ イベントの基本的な開催目的は、里山活性化推進事業や石山六区及び南区の農林業に係る活動に対して、関心や意欲がある近隣住民（石山地区全体含む）、事業者や地域の農業者、林業者、住民などを対象として、地域の資源や魅力を認識し、具体的な事業展開をイメージするとともに、地域に関心を持つファンを増やすことである。
- ⑤ イベントの参加者の数や募集方法は、イベントの内容に応じて、札幌市と協議して決めること。なお、参加費は無料とすること。
- ⑥ 受託者は、イベントの参加者がケガをした時の補償に関する保険（イベント保険等）に加入すること。
- ⑦ 協力していただく農業者や林業者、会場や駐車場の確保等に関する検討や交渉については、受託者の責任において行うこと。なお、札幌市は候補者や候補場所の選定、里山活性化推進事業やイベントの趣旨説明等のサポートを行う。
- ⑧ 協力者に対する謝礼や必要な資機材等に係る費用等、イベントの運営に係る一切の費用は、原則、受託者において負担すること。
- ⑨ イベント参加者に対して、アンケートを実施すること。アンケートの内容については、イベントの開催目的や内容に合わせて、受託者が検討・作成すること。また、アンケート結果を集計・分析すること。
- ⑩ イベント内容の企画については、事務局だけで検討するのではなく、石山六区地区又は南区の関係者と共に検討するプロセスを工夫し、協働で企画・実施する流れを組み立てることに留意すること。
- ⑪ イベントの成果は記録としてまとめ、必要に応じて関係者と共有し、次の展開を検討すること。

(6) 具体的な取組・方策の検討

- ① ワークショップでの意見交換や地域で取組まれている活動等をもとに、農地または森林に存する地域の資源を活用して、石山六区さらには南区の農林業が抱えている農地または森林に付随する様々な課題を、どのような体制（中間支援団体など）・手法で解決していくかを検討すること。
- ② 手法の検討においては里山地域特有の課題を整理し、法制度の活用の可能性についても検討すること。
- ③ 検討した体制・手法の段階的な展開に向けて3～5年程度のロードマップを検討・作成し札幌市へ提案すること。

(7) ニュースレターの作成・発行

- ①ワークショップの開催案内や結果、具体的な取組・方策の検討状況の共有を目的としたニュースレターを作成し、関係者に配布すること。
- ②ニュースレターの発行はワークショップおよびイベント開催後の3回程度、A4サイズ、カラー両面を想定とするが、形式・規格・内容等は札幌市と協議して決めること。
- ③ニュースレターの作成に当たっては、文字だけではなく、地図や絵を効果的に活用し、デザイン性を高めるなど、市民に広く理解され、視覚的に分かりやすいものとなるよう努めること。
- ④ニュースレターに関する検討状況については、適宜、札幌市に報告・相談し、必ず承認を得てから配布すること。また、必要に応じて石山六区町内会にも説明し、了承を得ること。

(8) 打合せ

- ①計5回（着手時・中間3回・成果品納入時）以上行うこと。
- ②打ち合わせに際しての議題や記録、その他必要な資料を作成すること。
- ③ブレインストーミングを行う場合は、ファシリテートを行うなど、効果的な打ち合わせになるように工夫すること。

5 著作権について

- (1) 受託者は、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、無償で委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

6 その他

- (1) 石山六区会館の使用料金（1,000円程度）、外部講師の謝礼・交通費、ニュースレターの印刷（100部程度を想定）やその他必要な資機材等に係る費用等、ワークショップ・イベントの企画運営に係る一切の費用は、受託者において負担すること。
- (2) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項については、外部漏洩がないようにし、目的外に使用しないこと（契約終了・解除後も同様とする）。特に、個人情報については、法令や条例、契約書に従って十分に注意して取り扱うこと。
- (3) 本業務の成果品は以下の内容とする。詳細については、札幌市と協議のうえ決定すること。
 - ・業務報告書（1部）

業務概要、インタビュー調査の実施結果、ワークショップの実施結果（次第、会議資料、議事録、写真等）、具体的な取組・方策のロードマップ、ニュースレター、打合せ記録簿等を提出すること。

・電子成果品（1部）

前項のデータを記録したもの（ワード等の編集可能な形式と、PDF形式の2種類）をCD-RまたはDVD-Rに収めて納品すること。

（4）業務の遂行にあたっては、西区小別沢の取組についても参考にすること。

参考：里山活性化推進事業 <https://www.city.sapporo.jp/nogyo/satoyama.html>

（5）業務に自動車を使用する場合には、エコドライブの推進に努めること。成果品書類等は環境に配慮した製品の使用、グリーン購入の推進及び両面印刷に努めること。

（6）本仕様書に記載のない事項については、札幌市と受託者の協議によって決めるとし、札幌市と協議・協力して、業務を遂行すること。